

■ 渡航手続のQ & A ■

(2012年11月改訂)

ご注意: インド大阪総領事館・インドビザ申請センターからのお知らせ

- ◆2009年10月13日より、大阪総領事館においても外国籍の長期(就労)査証は申請不可となりました。就労目的での長期(就労)査証は、自国(渡航者の国籍のある国)で申請下さい。
- ◆また、インド渡航に際し、渡航目的に合った査証の取得が必要です。どのカテゴリーの査証を取得すべきか現地受け入れ先から入国管理局に事前に確認のうえ、査証申請を行って下さい。
- ◆インドの申請書はオンラインで作成します。以前の手書きの申請書は一切使用できません。

Q:カンボジアビザの申請書に入国(出国)の際のフライトと滞在中のホテルを記入する箇所がありますが、どちらもまだ決まっていない場合はどうすれば良いですか。

A:フライトが決まっていない場合は BY AIR だけでもかまいません。またホテルは予定のホテルを記入してください。ホテルが変更になっても全く問題ありません。

Q:カンボジアビザの申請で、結婚されて旅券の中で姓の訂正をしている場合、申請書のサインはどうすれば良いですか。

A:カンボジアは旅券と同一のサインを申請書に記入してもらってください。

Q:インドのビザ申請書はオンラインで作成するようになったようですが関西渡航手続センターに作成依頼はできないのですか。

A:申し訳ございません。関西渡航手続センターでは申請書の作成依頼は受け付けておりません。申請書にお客様のサインを記入して頂くなど早急に申請ができるようにお客様、販売店様に作成していただいております。

Q:ベトナムに16日間以上滞在するのでビザを申請したいのですがどうすればいいですか。

A:以前は招聘状の手配が必要でしたが、その手続は不要となりました。旅券、申請書、証明写真1枚(4cmX3cm)を揃えていただければ申請できます。ビザが必要な外国籍の方も同様です。

Q:インドネシアへ行く添乗員は現地到着時に取得するビザで対応できますか。

A:大阪のインドネシア領事館は日本でビザを取得するよう案内しています。

Q:グループでまとまった人数の申請があるのですが、手続手数料の割引はありますか。

A:何人以上だと何割引という規定はありませんが、グループの場合は前もって連絡いただければその都度料金についてはご相談に応じます。